

熊本県公報

第 1 1 6 7 1 号
平成 20 年 3 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則	(住 宅 課) 1
告 示	
○水俣都市計画下水道事業計画変更認可	(下水環境課) 8
○熊本県主要農作物	(農 産 課) 8
○市町村農地開発事業地域の調査及び計画事業委託要項の廃止	(農業経営課) 9
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 9
○地方卸売市場の廃止	(団体支援総室) 9
○熊本県土地利用基本計画の変更要旨の公表	(地域政策課) 10
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 10
○	(") 10
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 11
○芦北都市計画下水道(芦北町)の変更	(都市計画課) 11
○卸売業務の廃止	(団体支援総室) 11
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 11
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 12
○	(") 12
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係 る当該通知の掲示	(森林保全課) 12
○漁業取締船「あそ」の一般競争入札	(水産振興課) 12
登 載 依 頼	
○熊本県監査委員処分規程の一部を改正する規程	(監査委員事務局) 14
○熊本県監査委員監査規程の一部を改正する規程	(") 14
○文化財保護審議会の会議の開催	(教育庁文化課) 15
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	(警察本部交通規則課) 15

規 則

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 12 号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則
熊本県営住宅管理規則(平成 9 年熊本県規則第 57 号)の一部を次のように改正する。
第 21 条を第 26 条とし、第 20 条中「第 19 条」を「前条」に改め、同条を第 25 条とする。
第 19 条の次に次の 5 条を加える。
(条例第 33 条ただし書の特別の事情があるもの)
第 20 条 条例第 33 条ただし書に規定する県営住宅を使用する者であって知事が特別の事情があると認めるものは、次に掲げる者とする。
(1) 法第 45 条第 1 項の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって、次の条件のすべてを満たすもの
ア 社会福祉を目的とする事業を行うため駐車場が必要であること。
イ 県営住宅の使用料を 3 か月以上滞納していないこと。
ウ 法第 45 条第 1 項の規定による使用に係る条件に違反していないこと。
エ 当該駐車場の使用が駐車場の管理上支障がないと認められること。
(2) 法第 45 条第 2 項の規定により県営住宅を使用する者であって、次の条件のすべてを満たすもの
ア 自ら使用するため駐車場を必要としていること。
イ 家賃を 3 か月以上滞納していないこと。
ウ 法第 45 条第 2 項の規定による使用に係る条件に違反していないこと。
エ 当該駐車場の使用が駐車場の管理上支障がないと認められること。

(駐車場の使用許可の申請)

第 21 条 条例第 34 条の規定による申請は、駐車場使用許可申請書(別記第 26 号様式)により行うものとする。

2 前項の駐車場使用許可申請書には、条例第 33 条第 2 号ウの場合を除き、駐車する自動車の自動車検査証の写し(新たに自動車を取得する場合において、自動車検査証の交付を受けていないときは、その取得を証明する書類)を添えるものとする。

(駐車場の使用変更等の届出)

第 22 条 条例第 38 条の規定による届出は、同条第 1 号に係るものにあつては駐車場使用変更届(別記第 27 号様式)に駐車する自動車の自動車検査証の写しを添えて、同条第 2 号に係るものにあつては駐車場使用中止届(別記第 28 号様式)により行うものとする。

2 条例第 38 条第 1 号に規定する知事が別に定める事項は、当該駐車場に駐車する自動車とする。

(駐車場明渡届)

第 23 条 条例第 40 条の規定による届出は、駐車場明渡届(別記第 29 号様式)により行うものとする。

(保証金の還付)

第 24 条 駐車場の使用者は、条例第 37 条第 2 項の規定により保証金の還付を受けようとするときは、保証金払戻請求書(別記第 30 号様式)により請求を行うものとする。

別記第 25 号様式中「上設」を「上記」に、「あなたの移転先近くの」を「県が指定する最寄りの」に改める。

別記第 25 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第26号様式(第21条関係)

駐車場使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

(申請者)

住所

住宅名 団地 棟 号

氏名 印

電話番号 () ー

次のとおり駐車場の使用許可を受けたいので、熊本県営住宅条例第34条の規定により、申請します。

なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

駐車する自動車を主に使用する者の氏名		入居者との続柄	
駐車する自動車	製造者名・名称		
	自動車登録番号		
駐車場の使用料の納付方法 (該当する番号に○を付してください。)	1 家賃と同一の口座からの引き落としを希望する。 2 家賃とは別の口座からの引き落としを希望する。 3 駐車場使用料のみ口座振替を希望する。		

- 備考
- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 駐車する自動車の自動車検査証の写しを添付してください。
 - 3 新たに自動車を取得する場合で、申請時に自動車検査証の写しが添付できないときは、その取得を証明する書類の写しを添付し、後日、自動車検査証の写しを提出してください。
 - 4 公営住宅法第27条第3項の承認を受けた営業を行うために駐車場を使用する場合は、2及び3の書類の添付は不要です。

別記第27号様式(第22条関係)

駐車場使用変更届

年 月 日
 熊本県知事 様
 (届出者)
 住所
 住宅名 団地 棟 号
 氏名 印
 電話番号 () ー
 駐車場の区画番号 番

次のとおり駐車場の使用許可の申請事項を変更したいので、熊本県営住宅条例第38条の規定により届け出ます。

駐車する自動車	製造者名・名称	・
	自動車登録番号	
変更理由		

- 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 駐車する自動車の自動車検査証の写しを添付してください。

別記第28号様式(第22条関係)

駐 車 場 使 用 中 止 届

熊本県知事 様
 (届出者)
 住所
 住宅名 団地 棟 号
 氏名 印
 電話番号 () ー 番
 駐車場の区画番号

次のとおり駐車場の使用を中止したいので、熊本県営住宅条例第38条の規定により届け出ます。

中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
中止をする理由	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 2 9 号様式(第 2 3 条関係)

駐 車 場 明 渡 届

熊本県知事 様

年 月 日

(届出者)
住所
住宅名 団地 棟 号
氏名 印
電話番号 () - 番
駐車場の区画番号 番

年 月 日に駐車場を明け渡したいので、熊本県営住宅条例第 4 0 条の規定により届け出ます。

なお、上記駐車場で自動車保管場所の使用承諾を得ているときは、所轄警察署において自動車保管場所の変更手続を速やかに行います。

(明渡しの理由)

- ・ 退去のため
- ・ 自動車を廃車にしたため
- ・ 自動車を譲渡したため
- ・ 自動車を県営住宅の駐車場以外の駐車場に保管することとしたため
- ・ その他 ()

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第30号様式(第24条関係)

会 計 名
歳入歳出外現金

保 証 金 払 戻 請 求 書

保証金額

	拾	万	千	百	拾	円

熊本県知事 様

上記の金額を請求します。

年 月 日

住 宅 名	団地	棟	号
フリガナ			電話番号
氏 名	印		

支払命令者 熊本県知事

団地名	区画 番号	保 証 金 内 訳			明渡日
		月額使用料	徴収保証金	払戻額	
		円	円	円	年 月 日

支 払 方 法	口座 振替払	振 込 先	金 融 機 関 名	本 支 店	口 座 番 号	口 座 名 義 人 氏 名
	送金払	県が指定する最寄りの金融機関に送金します。				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
職 氏名

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 215 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水俣都市計画下水道事業水俣公共下水道
- 3 事業施工期間 昭和 51 年 3 月 2 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第 216 号

昭和 36 年 4 月 25 日熊本県告示第 256 号（熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種）の一部を次のように改める。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 水稻の表を次のように改める。

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適 地	概 評
						母	父			
奨励	うるち	早	コシヒカリ	越 南 17 号	新潟県農試	農林 22 号	農林 1 号	昭. 58	海岸島しょ地域の早期及び高冷地、山麓準平坦球磨地域	品質・食味極良、やや長程で耐倒伏性弱、いもち病弱。水管理可能な地力中庸水田に適する。早期栽培及び普通期早植栽培が可能な地域。
奨励	うるち	早	キヌヒカリ	北 陸 122 号	北陸農試	F1 (収 2800 ラ 北 陸 100 号)	ナゴユタカ	平. 3	平坦地の早期栽培	良質、食味極良、短程で倒伏いもち病に強いが、白葉枯に弱く、縮葉枯病耐病性はない。平坦肥沃地の早期栽培に適するが、穂発芽し易いので適期刈り取りに努める。
奨励	うるち	早晩	あきげしき	南 海 131 号	宮崎県総合農試	西 海 199 号	ヒノヒカリ	平. 9	高冷地及び中山間地	食味極良、やや短程で倒伏やや強から強、白葉枯病には中、葉いもちには中、穂いもちにはやや弱であるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	ヒノヒカリ	南 海 102 号	宮崎県総合農試	黄金晴	コシヒカリ	平. 元	山麓準平坦及び球磨地域	食味極良、やや長程の偏穂重型。倒伏はやや弱。いもち病やや弱、白葉枯病中～弱。倒伏に難点があるので肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	森のくまさん	熊 本 2 号	熊本県農研センター	ヒノヒカリ	コシヒカリ	平. 9	平坦地域及び海岸島しょ地域	食味極良、中程偏穂重型。耐倒伏性はやや弱。白葉枯病には中、いもち病にはやや弱。倒伏、いもち病に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	くまさんの力	熊 本 A49 号	熊本県農研センター	ヒノヒカリ	北 陸 174 号	平. 20	平坦地域及び山麓準平坦地域	品質・食味極良、中程偏穂重型。耐倒伏性は中、白葉枯病には弱、いもち病にはやや弱。白葉枯病に弱いので常発地での栽培を避けるとともに、肥培管理に注意。
奨励	うるち	晩晩	あきまさり	西 海 248 号	九州沖縄農研	南 海 127 号 (かりの舞)	西 海 230 号 (あきさやか)	平. 17	高冷地域を除く普通期栽培地帯	多収、食味良、やや長程、偏穂重型。耐倒伏性強、葉いもちやや弱、穂いもち中、白葉枯病やや弱。
奨励	もち	晩	ヒヨクモチ	西海もち 118 号	九州農試	ホウヨク	祝もち	昭. 58	平坦地域の肥沃地	良質多収、極短程穂数型、葉いもち、紋枯病にやや弱。ふ先色が不鮮明で混種の危険があるためもち米団地品種。
認定	うるち	早	いただき	北 陸 179 号	北陸農試	収 4885	収 4695	平. 12	高冷地及び中山間地	良質、多収、食味極良、短程で倒伏に強いが、いもち病、白葉枯病にはやや弱いので、多肥栽培を避け、適期防除を行う。
認定	うるち	中早	秋音色	熊 本 A25 号	熊本県農研センター	黄金晴	関東 168 号 (ミルキークイーン)	平. 15	平坦地域の中の肥沃な地域及び晩期栽培地帯	半糯で良質、極良食味、混米に適する。やや短程で倒伏に強く、肥沃地の普通期作や晩期作に適する。穂いもちにやや弱く、白葉枯病に弱い。
認定	うるち (酒米)	中晩	山田錦	山 渡 50-7	兵庫県中央農業技術センター	山田穂	短程渡船	平. 元	緑川上中流域及び県北の中山間地	酒造好適米として品種良好、長程で倒伏弱、いもち病弱、肥培管理に注意。
認定	もち	早早	峰の雪もち	北陸糯 141 号	北陸農試	奥 羽 302 号	ヒメノモチ	平. 7	平坦地域の早期栽培地帯	良質、良食味、極短程、偏穂重型、倒伏強ふ先色が黄白で混種の危険があるため、もち米団地用品種。

2 麦の表を次のように改める。

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適地	概評
						母	父			
奨励	小麦	早	シロガネコムギ	西海 120 号	九州農試	シラサギコムギ	西海 104 号	昭.62	県内小麦栽培地帯	良質多収、倒伏強、赤かび病及び縞萎縮病に強い。
奨励	小麦	早	チクゴイヅミ	西海 171 号	九州農試	関東 107 号	アサカゼコムギ	平.6	県内小麦栽培地帯	良質多収、穂発芽性難、縞萎縮病及び麦類萎縮病に強い、製めん適性では食感が特に優れる。
奨励	普通大粒大麦	早	ニシノホシ	西海皮 54 号	九州農試	西海皮 38 号	栃系 145	平.11	県内普通大粒大麦栽培地帯	良質多収、大麦縞萎縮病、うどんこ病に強い、焼酎醸造適性が高い。
奨励	普通大粒大麦	早	はるしづく	九州二条 17 号	福岡県農業総合試	九州二条 11 号 (ミハルゴールド)	栃系 225	平.16	県内普通大粒大麦栽培地帯	縞萎縮病Ⅲ型抵抗性、良質多収、焼酎醸造適性が高い。
認定	小麦	早	ニシノカオリ	西海 180 号	九州農試	北見春 42 号	西海 157 号 (アブクマワセ)	平.15	県内小麦栽培地帯	硬質小麦。玄麦のタンパク質含有率が高く、パン用に適する。やや低収で、赤かび病にやや弱い。
認定	裸麦	早	イチバンボシ	四国裸 90 号	四国農試	四国裸 58 号	4R 系 697	平.6	県内裸麦栽培地帯	良質多収、倒伏強、縞萎縮病及び麦類萎縮病には強、赤かび病にはやや弱い。
認定	小麦	早	ミナミノカオリ	西海 186 号	九州農試	Pampa INTA	西海 186 号	平.16	県内小麦栽培地帯	硬質小麦。タンパク質含有率が高く、パン適性高い。やや低収で、赤かび病にやや弱い。

熊本県告示第 217 号

昭和 33 年 12 月 23 日熊本県告示第 791 号 (市町村農地開発事業地域の調査及び計画事業委託要項) は、廃止する。
平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第 218 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市戸宇土町字瀧ノ迫 1197 の 31、字瀧ノ尾 1215 の 8、字四平田 1254 の 1、1254 の 3、1255 の 6、1255 の 7、1287 の 13、1295 の 1、1295 の 2、1295 の 6、字折木 1297 の 1、1297 の 7、1297 の 10、1297 の 12、1297 の 15、1301 の 2、1309、1310、1316、1321、1351、1354 の 1、1354 の 3、1354 の 4、1355 の 1、1355 の 3、1358 の 6、1361 の 2、1366 の 2、1366 の 4、字大野 1370 の 3 から 1370 の 6 まで、1377、1378 の 3、1379 の 2、1383 の 1、1385、1391 の 2、1394 の 2、1396 の 1、1405 の 3、字中大野 1412 の 4、1418、1425 の 2、1441 の 2 から 1442 の 4 まで、1443、1470 の 3、字椎ノ木平 1479、字貝ノ石 1506 の 2、1507 の 1、1507 の 6、1509 の 2、字多尾 1533 の 1、1537、1539、字豆木場 2918 の 4、字下ノ平 2920 の 2、字中ノ平 2921 の 1、字シナシ 2953 の 1、2956、字ヒメゾ 2991 の 1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀧ノ尾 1215 の 8、字四平田 1254 の 1、1254 の 3、1255 の 6、1255 の 7、字折木 1297 の 7、1297 の 10、1301 の 2、字大野 1370 の 5、1378 の 3、1383 の 1、字貝ノ石 1506 の 2、1507 の 6、1509 の 2、字折木 1297 の 12・1309・1310・1321・字大野 1370 の 3・1370 の 4・1370 の 6・字貝ノ石 1507 の 1・字下ノ平 2920 の 2・字中ノ平 2921 の 1・字シナシ 2953 の 1・2956 (以上 12 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 219 号

卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号) 第 60 条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社八代魚市場
八代市新浜町 1 番 1 号
- 2 廃止許可年月日
平成 20 年 3 月 13 日

熊本県告示第 220 号

熊本県土地利用基本計画（昭和 50 年熊本県告示第 537 号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
熊本森林地域	熊本市	6 ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
小国森林地域	小国町	9 ヘクタールの縮小	同上
甲佐森林地域	甲佐町	5 ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県地域振興部地域政策課（県庁行政棟本館 6 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県告示第 221 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 222 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 199 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 24 日から平成 20 年 4 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場
菊陽町役場

熊本県公告第 200 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
芦北都市計画下水道 湯北都市下水路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 201 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止届出があったので公告する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社八代魚市場
八代市新浜町 1 番 1 号
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社八代魚市場
八代市新浜町 1 番 1 号

熊本県公告第 202 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
H I ヒロセスーパーコンボ田崎市場通り店
熊本市上代一丁目 557 番ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 H I ヒロセ田崎店
変更後 H I ヒロセスーパーコンボ田崎市場通り店
- 3 変更の年月日
平成 20 年 3 月 6 日
- 4 変更する理由
店舗名称が決定したため
- 5 届出年月日
平成 20 年 3 月 7 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 3 月 21 日から平成 20 年 7 月 21 日まで

熊本県公告第 203 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市須屋字宗玄野 2988 番 3、同 2988 番 7、同 2988 番 9 の一部、同 2988 番 10、同 2988 番 13 の一部及び同字七ツ石 2972 番 50、同 2972 番 51、同 2972 番 81、同 2972 番 104 及び同 2972 番 107 の一部
 16,872.30 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 合志市須屋 2022 番 2
 有限会社辻不動産

熊本県公告第 204 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 （第 1 工区）
 球磨郡錦町大字一武字大藪 3098 番 2 及び同 3098 番 23
 22,164.89 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 球磨郡錦町大字一武字狩政下 2605 番地 7
 九州武蔵精密株式会社

熊本県公告第 205 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
 野上 寛五郎、野上 宗五郎、野上 修五郎、野上 寛五郎、野上 宗五郎、野上 修五郎、野尻 敏夫、佐々木 誠市、加藤 光喜、加藤 勝之十、山口 敬喜、佐藤 義一、市原 猛、平山 行治、佐藤 弘明、野上 邦五郎、野上 邦五郎、加藤 吉隆、加藤 瞳、佐藤 陽彦、野上 長五郎、野上 寛五郎、木野 洋子、佐藤 弘明、佐藤 陽彦、加藤 昭枝、中島 結八
- 2 通知の趣旨
 (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 20 年 3 月 5 日付け熊本県告示第 169 号による。

熊本県公告第 206 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する物件
 (1) 売却物品及び数量

所在	名称及び規格	数量	概要
牛深市	漁業取締船「あそ」 船質 鋼 総トン数 123 トン 主機関 16V396TB93 × 2 基 発電機関 4 サイクル立型ディーゼル × 2 基 進水年月日	一隻	航海計器、無線装置 磁気コンパス、ジャイロコンパス、レーダー、GPS 受信機、カラープロッター、船速計、風向風速計、デジタル水温計、電子汽笛、音響測深機、SSB 無線電話装置、MF/HF デジタル無線電話装置、国際 VHF 無線電話装置、ナプテックス受信機、双方向無線電話装置、衛星 EPIRB、

平成 2 年 5 月 24 日	レーダートランスポンダ、DSB 無線電話装置 (JSD-27)、DSB 無線電話装置 (JSD-280A)、無線方位測定装置、全波受信機。 搭載艇 (ひかり) ヤマハ発動機社製、長さ 4.59M、幅 1.98M、深さ 0.96M、総トン数 1.2T、定員 5 名、エンジンボルボ社製 船内外機 (ガソリン) 145PS × 4400RPM
-----------------	---

- (2) 入札の方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札に記載された金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (3) 現状等
専用係船施設に係留 (航行可能な状態)
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県漁業取締事務所
熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179
郵便番号 869-3207
電話番号 0964-52-2283
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明会及び入札説明書の交付期間
- ア 入札説明会
平成 20 年 3 月 21 日 (金) から平成 20 年 3 月 31 日 (月) まで (県の休日を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 場所
3 に記載のとおり
- ウ 入札説明書の交付期間
平成 20 年 3 月 21 日 (金) から平成 20 年 3 月 31 日 (月) までの日 (県の休日を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- エ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 4 月 1 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
会議室名 (県庁本館 9 階 901 会議室)
- (4) 入札書の提出方法
4 の (3) 記載入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 20 年 3 月 31 日 (月) 午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 (3) 記載の入札の日時に納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は、地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上に

わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなると認められる時に限る。）。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を平成 20 年 3 月 27 日（木）までに 3 に記載する場所に提出すること

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等による意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格を持って申し込みをした者を落札者とする。

(5) 代金の納入

- ア 契約金額の 100 分の 10 以上の保証金又は契約保証金に代わる担保を納入すること。
- イ 売買代金は県の発行する納入通知書により、平成 20 年 4 月 8 日（火）までに県の指定する金融機関に支払わなければならない。

(6) 船舶の引渡期限及び場所

- ア 期限
平成 20 年 4 月 8 日（火）午後 5 時まで
- イ 場所
3 に記載の場所

(7) 売却をする船舶の公開

- ア 期間
平成 20 年 3 月 21 日（金）から平成 20 年 3 月 31 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとするが、見学日時については、漁業取締事務所に事前に連絡すること。
- イ 場所
熊本県漁業取締事務所
熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179

(8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県監査委員告示第 1 号

熊本県監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
同 月 待 孝 一
同 早 川 英 明
同 水 室 雄 一 郎

熊本県監査委員処務規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員処務規程（昭和 39 年熊本県監査委員告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）又は地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の規定」に改める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県監査委員告示第 2 号

熊本県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	早	川	英	明
同	水	室	雄	一 郎

熊本県監査委員監査規程の一部を改正する規程
熊本県監査委員監査規程（昭和 39 年熊本県監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「こころの医療センター」を「病院局」に改める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県文化財保護審議会公告第 1 号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県文化財保護審議会会長 阿蘇品保夫

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 26 日（水）
午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市二の丸 2
熊本県立美術館 本館講堂
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
会議開催 15 分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話 096-333-2705)

熊本県公安委員会規則第 2 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 20 年 3 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 一般国道 3 号の項中「熊本市麻生田 3 丁目 973 番 1」を「合志市須屋字西谷 676 番 4」に改め、同表中

一般国道 208 号	鹿本郡植木町大字滴水字十三部 443 番 1 地先から 荒尾市原万田字浦田 839 番 16 地先まで	を
一般国道 208 号	鹿本郡植木町大字滴水字十三部 443 番 1 地先から 荒尾市原万田字浦田 839 番 16 地先まで	に改める。
一般国道 208 号	玉名市寺田字中塔 75 番 3 地先から 玉名市立願寺字松尾 1392 番 1 地先まで	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

